ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部（室）では以下の対応を行います。
- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助　等

～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい２つのポイント～

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。
過去の就活セクハラの事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での１対１の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。（多くの企業では、１人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。）

②早い段階で相談を！
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも１人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-3212	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6027
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2851	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-277-8294	長　野	026-223-0551	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-225-2017	宮　崎	0985-38-8821
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼　玉	048-600-6269	愛　知	052-857-0312	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

相談は無料です。**匿名でも大丈夫です**。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

「恋人がいるのか」と聞かれた

性的な言動に対して拒否・抵抗したら、内定を取り消された

インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた



オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた



★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
★プライバシーは厳守いたします。
★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



大　学　等
キャリアセンター

連携

共有



都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）
※新卒応援ハローワークでも相談可能です。

制度の説明	防止に向けた事業主への助言等（※）	トラブルの解決援助

（※）助言内容(例)
○事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないよう、必要な注意を払うよう努めること。
○職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
○セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

・大学のキャリアセンター、都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部（室）に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては**就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。**

些細なことでも結構です。
就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

−学生・生徒の皆さまへ−
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

求職者等に対するセクハラ対策を事業主に新たに義務化する改正男女雇用機会均等法が令和８年10月１日から施行されます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

求職活動等の例

※ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

- 採用面接
- 就職説明会
- 労働者への訪問（いわゆるＯＢ・ＯＧ訪問）
- インターンシップ
- 教育実習、看護実習等の実習

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

面接中、面接官から「恋人はいるのか」といったプライベートな部分に関する質問を受け、苦痛を感じて**就職活動の意欲が低下した**。

会社のインターンシップに参加したところ、社員から**食事やデートにしつこく誘われた**ため、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下**した。

就職希望の会社の社員にＯＢ・ＯＧ訪問をした際、**社員から性的な関係を求められた**ことで、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下**した。

事業主が講じなければならない措置には以下のようなものがあります

就職活動やインターンシップをするときはあらかじめ確認しましょう

方針等の明確化と周知・啓発	相談体制の整備	事後の対応	そのほか
✓ **求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等に周知・啓発**する ※面談時間及び場所の指定、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定　等	✓ **相談窓口**をあらかじめ定め、**求職者等に周知**する	✓ 事実関係を迅速かつ正確に確認する ✓ 被害者に対する配慮のための措置を行う	✓ プライバシー保護のための措置を講じ、求職者等に周知する

もしセクハラ被害にあったら…

まずは**事業主が設置する相談窓口**に相談しましょう！

事業主が対応してくれない、事業主に相談しにくいなど、お困りの際は…

学校が設置するキャリアセンターやお近くの都道府県労働局にご相談ください！
なお、新卒応援ハローワーク等の窓口にも相談できます。